#### 告 示

# 埼玉県告示第二百九十九号

業計 五年埼玉県告示第四百三十六号で告示し 画 市計画法 の変更を認可 (昭和四十三年法律第百号) l たので、 次 のとおり 告示する。 た毛呂山・ 第六十三条第一 越生都 項 市  $\mathcal{O}$ 規定に 計 画 下 水道事 ょ り、 業 昭  $\mathcal{O}$ 和 事 五

令和二年三月三十一日

埼玉県知事 大 野 元 裕

## 一施行者の名称

毛呂山・越生・鳩山公共下水道組合

# 二 都市計画事業の種類及び名称

Щ • 越生都市 計 画下 水道事業毛呂 Ш 越生 鳩 Щ 公共下 水

# 三 事業施行期間

昭和五十五年三月十八日から令和七年三月三十一日まで

# 四 変更に係る事業地

### イ 汚水

## (1) 収用の部分

埼玉 号、 九 十 台 成三十年埼玉県告示第百五十二号、 二千二百七十五号、  $\mathcal{O}$ 百 五 地 事 九 内に 業地 号、 平成 県告示第千 一 号、 十九号、 和 五十五年埼 のう お 十三年埼玉県告示 平成十五年埼玉県告示第二千二百十 1 平成七年埼玉県 ち、 て事業地を変更する。 平 七百五十五号、 成元年埼玉県告示第三百六十号、 毛呂 玉県告示 平成二十三年埼玉 山 町 第五百十六号、 大字川角字 告示第四百 第四百三十六号、 平成二十五年埼玉県告示 平 八反 成三十 県告示第三百九 八十号、 平 田 を削 -一号、 昭和 成十三年埼玉 平 年埼玉県告示第二百 -成十年埼 平成六 五十 り 平成十 + 八 鳩 年 匹 第千百二十八 年埼玉県告示 山 県告示第千 玉県告示第 埼玉県告示 町 七年埼玉県 大字赤沼 平成二十四年 匝 字夏目 一十二号 号、 先子宗第 兀 九 第 百 千 兀 五 亚

### (2) 使用の部分

変更なし

### 口雨水

- (1) 収用の部分
- 変更なし
- (2) 使用の部分

変更なし